

○厚生労働省告示第五百十二号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）附則第四条の規定に基づき、厚生年金保険法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額の算出方法に関する特例（平成十一年厚生省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年十二月二十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一項第六号の二中「平成十七年六月厚生労働省告示第二百六十六号」の下に「。第十二号において「平成十七年告示第二百六十六号」という。」を加え、同項第十二号を次のように改める。

十二 平成十七年十月一日から基金が解散した日までの間に当該基金が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転した者について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額に、当該基金が権利義務を移転した月の翌月から当該基金が解散した日の翌日が属する月の前月までの期間に応ずる利子に相当する額を加えた額を合算した額

イ 法第四百四十四条の二第三項の規定により基金が年金たる給付及び一時金たる給付の支給に関する権利義務を移転した者 当該者について、それぞれ当該基金が移換した年金給付等積立金の額

ロ 確定給付企業年金法第一百条の二第三項の規定により確定給付企業年金に同条第一項の権利

義務を移転した基金の加入員及び加入員であつた者 当該者について、それぞれ平成十七年告示第二百六十六号の規定により計算した額  
第九項中「七号の四」を「第七号の四」に改める。  
第十二項の表に次のように加える。

平成十八年

年二・七三パーセント